

令和 7 年度第 1 回古賀市スポーツ推進審議会 会議録 (要約筆記)

【会議の名称】 令和 7 年度第 1 回古賀市スポーツ推進審議会

【日時・場所】 令和 7 年 5 月 2 9 日 (木) 1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0
リーパスプラザこが交流館 2 階多目的ホール

【審議会次第】

- 1 . 開会
- 2 . 審議会成立の報告
- 3 . 教育部長あいさつ
- 4 . 会長あいさつ
- 5 . 概要説明及び議事
 - (1) 専門部会の設置について
 - (2) 部活動地域展開について
 - ・学校部活動地域展開に係る現状と今後について
 - ・部活動地域展開に向けたロードマップ
 - ・部活動地域展開の周知啓発について
 - (3) 市民体育館基本設計について
 - ・市民体育館基本設計について
 - ・機能設備 (配置図)
 - ・その他機能設備 (配置図)
 - ・古賀市公園再整備基本計画
- 6 . その他
- 7 . 閉会

【傍聴者数】 1 人

【出席委員等の氏名】

委 員 : 本多壮太郎委員 (会長)、吉永春男委員 (副会長)、中野敏明委員、伊藤一哉委員、斎藤光範委員、花田亜紗美委員、平野貴代子委員、大森睦子委員、吉村大輔委員、横田覚委員、尾関淳委員、長崎英明委員、牟田口政和委員、村上恵美委員

事務局：教育部 桐原誠部長、生涯学習推進課 樋口武史課長、渋田孝治参事補佐兼スポーツ振興係長、その他 1 名
オブザーバー：文化課 甲斐健史課長、平直美文化振興係長

【欠席委員の氏名】 薄秀治委員

【庶務担当部署名】 生涯学習推進課

【委員に配布した資料の名称】

- ・古賀市スポーツ推進審議会委員名簿
- ・学校部活動地域展開に係る現状と今後について（別紙 1）
- ・部活動地域展開に向けたロードマップ（別紙 2）
- ・部活動地域展開の周知啓発について（別紙 3）
- ・市民体育館基本設計について（別紙 4）
- ・機能設備（配置図）（別紙 5）
- ・その他機能設備（配置図）（別紙 6）
- ・古賀市公園再整備基本計画（別紙 7）

【審議会概要】

- （１）専門部会の設置について
- （２）部活動地域展開について
- （３）市民体育館基本設計について

【事務局による概要説明】

まず、（１）専門部会の設置について説明する。古賀市では現在、「中学校部活動の地域展開」への対応と、「新しい市民体育館の建設」に係る課題に取り組んでいる。いずれも重要な課題であり、詳細で専門的な検討が求められることから、本審議会の下に「部活動地域展開専門部会」と「市民体育館基本設計専門部会」２つの専門部会を設置し、個別に議論を進めていただきたいと考えている。

「部活動地域展開専門部会」では、中学校部活動の地域展開に関する課題解決の検討を行い、「市民体育館基本設計専門部会」では、現市民体育館の機能や利用実態を踏まえつつ、新体育館の基本的な設計方針について検討を行い、本日の審議から各部会に分かれて審議を行う。

２つの部会の委員及び部会長は、古賀市スポーツ推進審議会条例施行規則第 5 条第 2 項及び第 3 項に基づき、会長の指名により審議会委員の中から部会の

委員を選任し、それぞれの部会に会長の指名により部会長を置くこととなっている。

各部会の委員案は、別紙委員名簿のとおり。今回新たに委員となられた方は、前任の方が所属する予定としておりました部会を引き継ぎとしている。各部会での検討結果については、次回審議会時に委員全員に報告し共有する。

また、事務局から1つ提案があり、「部活動地域展開専門部会」の部会長については本多会長に兼務いただければと考えている。本多会長はこれまで、福岡県の「福岡県運動部活動改革協議会」や、宗像市の「中学校部活動改革推進協議会」、その他新宮町や宮若市でも地域移行に関する検討委員会の会長や委員を務め、部活動の地域展開に関する深い見識があり、当該部会の責任者として全体を統括するには適任であり、本多会長に部会長を兼務いただければと考えている。

【審議】

（本多会長）

「部活動地域展開」に関すること、及び「市民体育館基本設計」に関することについては、審議会の規則に基づき、「部活動地域展開専門部会」と「市民体育館基本設計専門部会」の2つの部会を設置し審議を進めることとし、各部会での議論の結果は本審議会に報告する。各部会の委員については別添名簿のとおり指名する。また、各部会の部会長は「部活動地域展開専門部会」は私、本多、「市民体育館基本設計専門部会」は吉永副会長とする。

次に、議事録署名について、本審議会から部会に分かれて審議することから、各部会の名簿順に署名をお願いする。「部活動地域展開専門部会」は中野委員、「市民体育館基本設計専門部会」は斎藤委員にお願いしたいが意見等はあるか。

（委員一同）

異議なし

【部活動地域展開専門部会】

（事務局）

別紙1の学校部活動地域展開に係る現状と今後について、こちらは、古賀市における部活動地域展開の基本方針について、昨年度、古賀市部活動地域移行等検討委員会から出された答申をもとに記載している。

1 つ目の基本方針は、古賀市では、令和 10 年 9 月をめどに、部活動は地域クラブやクラブ（スクール）へ地域展開を目指し、平日と休日同時に地域展開を進めていくことについて、2 つ目は、地域クラブを速やかに整備すること、3 つ目は、部活動にも地域クラブ等にも加入しない生徒達の文化・スポーツ体験の機会を確保するために、中学校に総合スポーツクラブ・総合文化クラブを立ち上げ、スポーツ・文化活動に親しむこと、楽しむことを選択できる体制を構築することについて記載している。総合スポーツクラブ・総合文化クラブは、週 1 回程度、1 日 1 時間程度の楽しみ志向の活動の場で、特定の種目に限定せず、生徒の意見を聞きながら進める。

次に、今後の審議スケジュールについて、全 5 回を予定している。第 2 回は「もの」に係る課題として、活動場所の確保や地域クラブの規約の整備について、第 3 回は「ひと」に係る課題として、指導員の確保や教職員の兼職兼業について、第 4 回は「お金」に係る課題として、受益者負担のあり方について、第 5 回は令和 7 年度の取組状況と令和 8 年度の取組について審議する予定。

次に、古賀市の学校部活動の現状について、まず資料の訂正がある。左の説明文中、「部活動の生徒の参加人数・加入率」とあるが、「参加人数」を削除いただき、また「令和 3 年度」を「平成 30 年度」に訂正をお願いする。

まず、部活動の生徒の加入率について、平成 30 年度をピークに令和 5 年度まで徐々に減少し、令和 6 年度にはいったん持ち直したが、令和 7 年度は、参加人数 1,213 人・加入率 68.5%となっている。令和 10 年度の生徒数推計値は、異動がない前提で、現小学 4 年生から 6 年生の児童数をもとに出している。

続いて令和 7 年 5 月の市内中学校の部活動数について、部活動数は全部で 50 部となっている。社会体育とあるのは、中体連には学校として参加しているが、普段の活動はクラブチームで行っている部活動のことである。

続いて「部活動の活動日時」について、活動日は平日 3 日以内、土曜日 1 日、活動時間は平日 2 時間以内、土曜日 3 時間以内としている。

続いて、学校部活動と地域クラブについて、「学校部活動」「学校部活動（地域連携）」「地域クラブ」を比較整理し、表で示している。いずれの形態も活動方針は、古賀市立中学校部活動方針に沿った活動をすることとしているが、地域クラブにおいて国・県の方針を適用することとした場合は、活動日は、週 2 日以上、休養日、活動時間は平日 2 時間程度、休日 3 時間程度となる。

続いて中学生を対象にした令和 6 年度のアンケート結果について、部活動に加入している生徒の「部活動で「もっとこうなったらいいのに」と思うこと」として最も多い回答が、「練習の日数や時間を増やしてほしい」、部活動にもク

ラブ（スクール）にも所属しない理由として最も多い回答が、「やりたいことがない」であった。興味のある活動に関しては、時間をかけてでも取り組みたい生徒がいる一方で、やりたいことが見つからない生徒もあり、多様な体験に触れる機会を確保することが必要であるといえる。

続いて、他自治体における部活動の地域展開の状況である。近隣自治体と取組が進んでいる自治体の状況を示している。静岡県掛川市は、平日も含めた地域展開を実施しており、施設使用料はいずれの自治体も減免、生活困窮世帯への支援は今後検討となっているが、長崎県長与町は支援を行っている。説明は以上となる。

（部会長）

現状と今後について説明してもらったが、ご質問・ご意見があったら願います。

（尾関委員）

８ページ「学校部活動と地域クラブについて」、学校部活動（地域連携）は、指導に関わるのは部活動指導員のみか。

（事務局）

生徒の普段の学校での様子や雨天時の対応など、教職員からの情報が必要となる場合もあるため、部活動指導員のみでなく、教職員の協力を得ながら部活動の指導を行う。

（尾関委員）

地域展開が困難で、地域連携となった場合、こういった状況がイメージされるのか。

（事務局）

現在、地域展開できている部活動はなく地域連携にとどまっており、地域展開を進めるうえでは、地域連携ができている部活動から取組を進めていければと考えている。既存のクラブチームにも協力をいただきながら、地域展開を進めていく。

（部会長）

学校部活動と学校部活動（地域連携）の指導者の違いが分かりにくい。

（事務局）

資料中、学校部活動の指導者に地域人材が入っているが、学校部活動では実際は教職員が指導を行っている。

（部会長）

古賀市は令和１０年９月には学校部活動がなくなる計画なのか。

（事務局）

昨年検討委員会から受けた答申に基づき、令和１０年９月を目途に部活動の地域展開を目指し、取組を進めていく。

（部会長）

次に、「部活動地域展開に向けたロードマップ」について、説明を願う。

（事務局）

国は令和８年度から令和１３年度までを改革実行期間としており、この期間中に休日の部活動全てを地域展開することとしている。平日については、令和１０年度までの前期改革期間の検証を踏まえ、令和１１年度以降さらなる改革を推進するとされている。古賀市では令和１０年９月に、全ての部活動の地域展開を目指すとしている。また、土曜日については、令和８年度に第１土曜日を地域クラブに優先的に利用できるようにし、令和１０年９月以降は全ての土曜日を地域クラブが利用できるようにする。これに連動し、土曜日の部活動の休養日も段階的に増やす。

（部会長）

ご質問・ご意見があったら願います。

（中野委員）

国は、（令和１３年度までに）６年かけて休日の地域展開を進めるとしているが、当初、国のスピードは速かったと思うが、令和１３年度までに伸びた理由にはどういう背景があるのか。また、県は国の動きと連動して動いていくのか。

（部会長）

国の方針が伸びた理由としては、もっとじっくり取り組んでいこうということにある。

（吉村委員）

福岡県では、５月１６日に国の最終とりまとめを受けて、ワーキンググループでガイドラインを作成している。

（中野委員）

国がじっくり取り組んでいこうという背景は何なのか。

（部会長）

地域展開を進めていく中で成果とともに課題も見つかっている。分かり易い事例では予算が付かなかったなど。

（吉村委員）

各県で実証事業をしているが、今それをまとめている段階である。

（部会長）

県内各自治体の動きを見ていると、様子見が多かった。

（尾関委員）

地域によって差が大きい。

（部会長）

県のガイドラインはいつ頃出せるのか。

（吉村委員）

現段階では明確にお示しはできない。

（尾関委員）

土曜日の休養日が段階的に増えていくが、この目的は施設利用のためと考えていいのか。

（事務局）

地域クラブの方に施設を優先的に使用してもらうためである。

（尾関委員）

土曜日の地域展開ができていない部活動の場合、土曜日が部活動の休養日にされると困る。

（事務局）

地域展開の進捗状況の実態を踏まえながら検討したい。

（尾関委員）

地域展開ができていない部活動があるが、しかし土曜日の体育館は使いたい。その場合、優先されるのは地域クラブとなることでいいか。地域展開を進めるために、土曜日は地域クラブの施設優先利用を進めようということでもいいか。

（事務局）

お見込みのとおり。

（尾関委員）

部活動と地域クラブが共存する期間、土曜日の施設利用を地域クラブ優先にすることで部活動ができなくため、保護者には丁寧に説明しなければならない。

（尾関委員）

地域クラブの運営者は団体になるのか、個人になるのか。部活動が問題だといわれている一方で、部活動がやりたくて教職員になった人もおり、兼職兼業を望まれると思う。その際個人が地域クラブの運営者になると、教職員が異動となった場合に地域クラブがつぶれてしまうので、団体が運営する前提でないといけない。

（吉村委員）

指導者の確保も大きな問題の1つではあるが、古賀市はどのように指導者確保をしていくのか。例えば人材バンクの立ち上げやコーディネーターによるマッチングなどは考えているのか。

（事務局）

古賀市として指導者の募集をかけていくことや、福岡県の人材派遣制度などを活用することも考えられる。人材バンクを作るところまでには至っていないが、コーディネーターについては関連予算を計上している。

（部会長）

次に、「部活動地域展開の周知啓発」について説明を願う。

（事務局）

別紙３の資料は、保護者等に向けて古賀市の地域展開に関する方向性について示したものになる。国の方針や古賀市の方針、地域展開のスケジュールでは、土曜日の施設利用は段階的に地域クラブ優先となることや、現時点における中学３年生から小学４年生が部活動で活動できる期間を示している。また、段階的に地域クラブを整備することや、地域クラブの活動は古賀市の部活動ガイドラインに準じて活動を行うこと、さらに経済的支援については、地域クラブの施設使用料の減免や、今後審議することになるが低所得世帯への支援について検討を進めることを記載している。また、共存移行期間中の中体連への出場は、部活動として参加するのか、地域クラブとして参加するのかを決める必要があることを示している。

（部会長）

ご質問・ご意見があったらお願いします。

（部会長）

周知文書は誰向けのものか

（事務局）

保護者向けである。

（中野委員）

土曜日の取り扱いについて、令和８年度から第１土曜日が部活動の休養日となっているが、例えば地域クラブがグラウンドを使っているかいないかに関係なく、部活動は休養日なのか。令和１０年には部活動はほぼ週３日練習となるが、地域クラブがグラウンドを使っていない場合、空いている状態になるということか。

(事務局)

地域クラブが使わなければ空いている状態となる。

(尾関委員)

休養日というのが気になる。保護者がこれを見ると必ず、土曜日部活動できないのかと学校に聞いてくる。それでも休養日なのか。土曜日の活動が地域クラブに展開できている部活動はいいが、できていない部活動も休養日になるのか。休養日と言われると学校は一切活動ができない。その事と施設利用の優先が地域クラブにあることとは意味が違う。令和10年にはほぼ土曜日日曜日に練習できないとなると保護者には、部活は練習試合を全くしないまま中体連に出るのかと見えてしまう。休養日と連動して地域クラブの活動が補償されるということが見えない。

(尾関委員)

地域展開の判断は誰がするのか。

(事務局)

地域クラブを立ち上げる団体が市に申請をし、市が地域クラブとしての認定をすることになる。

(尾関委員)

例えばバレーボールの地域クラブが立ち上がった場合、その地域クラブに行くか行かないか、この判断は誰がどんな手順でするのか。行きたかったら行っていいなのか。しかし、土曜日は休養日であり部活動はできないため行かざるを得なくなる。この点、どの様に移行していくのかがこの資料からはわからない。

(部会長)

基本的に部活動と地域クラブは別であり、仮に指導者が同じでも所属が違うので別物であり、土曜日に地域クラブに行くか行かないかは家庭とその生徒の自由である。しかし地域クラブの運営方針・指導方針で、来たい時に来るでは困る、というような規約になるかもしれないし、そこがどうなるか、そこは立ち上げるクラブごとに変わる。平日の部活動には参加するけど、週末は地域ク

ラブに参加せず、休めてありがたいといった意見もあるし様々である。

（尾関委員）

教員、保護者、地域クラブとの間で、地域展開に際してのそれぞれの考えの違いを誰が調整するのか。

（部会長）

３ページの図について、宗像市では地域クラブの活動もあわせて記載されている。方針やスケジュール等を作る過程では、学校関係者やスポーツ協会などが来ているこのような会議、また別に学校長が先生に話したりとか、新宮町では入学式の時に部活動の地域展開に説明をしたりなど、まめに説明をしていかないといけない。

（尾関委員）

私は３中学校の代表という形できているが、古賀中学校以外の職員や校長にはどのようにして伝え、またどのように各校長の意見を吸い上げるのか。

（事務局）

学校側にも伝えていかないといけないし、意見も伺っていかねばならない。いずれにしても周知はこまめにやっていかないといけないと考えている。

（尾関委員）

このような周知文書が出された後に、部活動の保護者に対して説明するのは学校だと思う。職員に対して理解してもらわないといけない。管理職は説得をしないといけない。その時にいろんな材料を揃えておかないといけない。各校長の考えも聞いておく必要がある。

（部会長）

国や県がどういう動向にあるのか、そもそも何故地域展開をしていくのか、部活動加入率やアンケート等の資料を用意して、保護者等に説明をしていく必要がある。

(事務局)

次回審議会を6月下旬に行う予定。

【市民体育館基本設計専門部会】

(事務局)

別紙4「市民体育館基本設計について」、まず、『1. 市民体育館基本設計専門部会のながれ』について説明する。第1回の審議会においては、市民体育館移転の経緯、現在の市民体育館概要、市民体育館の移転先について説明を行った後に、新しい市民体育館のテーマ、コンセプトについて審議する。その後、第2回と第3回の審議会においては、新しい市民体育館の機能設備について審議する。第4回の審議会においては、第2回と第3回の審議会において審議した新しい市民体育館の機能設備について、最終的なまとめとする。その後、第5回の審議会では、審議いただいたテーマやコンセプト、機能設備について事務局で作成したまとめの資料を報告する。

『2. 市民体育館移転の経緯』について説明する。令和4年1月、公共施設総合管理計画第1期アクションプランにおいて、市民体育館は「機能は他の施設へ移転、建物は廃止を検討する」とされ、その後、有利な補助金が見込まれることから都市公園内に市民体育館を移設することが検討された。令和5年10月には古賀駅周辺開発調査特別委員会において、「JR古賀駅東口周辺道路の整備方針」が報告され、市民体育館とリーパスプラザこが駐車場が新しい道路にかかることになった。それらを踏まえ、令和6年10月に、令和7年度当初予算市長メッセージにおいて、市民体育館が既存の公有地である公園内に、公園施設として新築することと市長の意向が発信され、令和7年2月、庁議で市民体育館の移転先を千鳥ヶ池公園とすることが決定されている。

「3. 現在の市民体育館概要」について、今後、市民体育の新築移転に必要な機能設備を審議するにあたり、現在の市民体育館の機能設備を知ることが重要であることから、現在の市民体育館の機能設備について記載している。現在の市民体育館は昭和61年度に建築され、建築から39年が経過しようとしている。構造は1階建鉄筋コンクリート造一部鉄骨造で、建築面積は1,243.27㎡となっている。現在の市民体育館の主要な機能設備は記載のとおりで、アリーナは837.0㎡の面積である。機能設備については、別紙5『機能設備(配置図)』に配置を図示している。

次に現在の市民体育館のその他機能設備を記載しているが、駐車台数が32台となっている。現在の市民体育館は、リーパスプラザこが来館者用の駐車場と繋がっているため、多くの車両台数を駐車できるように見受けられるが、実

際には市民体育館周辺の32台が市民体育館来館者用の駐車場となっている。その他機能設備については、別紙6『その他機能設備（配置図）』に配置を図示している。

次に主な競技可能面数だが、バレーボールが半面で2面分、全面で1面分、バドミントンが6面分、バスケットボールが1面分、バウンドテニスが半面で3面分、卓球が台数分の21台分の競技可能面数となっている。これらの競技を837.0㎡のアリーナ面積で補っている。

4ページ目下段から6ページ目上段までが現在の市民体育館の機能設備について現況の写真を記載している。6ページ目下段から7ページ目下段までは現在の市民体育館のその他機能設備について現況写真を記載している。

「4. 市民体育館の新築移転先」について、『2. 市民体育館移転の経緯』で説明したが、市民体育館は千鳥ヶ池公園に新築移転することとなり、詳細には古賀市公園再整備基本計画において千鳥ヶ池公園多目的グラウンド内に新築移転されることとなっている。別紙7「古賀市公園再整備基本計画」について、再整備された千鳥ヶ池公園のイメージ図が記載されてる。「市民体育館」と記載された箇所が新しい市民体育館の新築移転先となる。多目的グラウンド内には市民体育館の他に、駐車場、芝生広場、エントランス広場が整備される見通し。これまで千鳥ヶ池公園多目的グラウンドはサッカー等の競技に使用されてきたが、再整備によってその機能は小野公園内等、他の公園施設に移転することとなる。また、「市民体育館」と記載された箇所は、現在の市民体育館敷地面積である1,243㎡程度の面積が図示されている。

次に、「5. 市民体育館のテーマ、コンセプト」について、ここまでの説明を基に、次回以降の審議会において新しい市民体育館の機能設備を審議いただく。それに先立ち、新しい市民体育館が親しみやすい体育館となるよう、また、今後はそのテーマやコンセプトに沿った機能設備の審議になることを目的として、審議員には新しい市民体育館のテーマやコンセプトを審議いただきたい。資料に上位・関連計画の方向性を記載している。上位・関連計画から逸脱した方向性のテーマやコンセプトは設定できないことはもちろん、これらの方向性に則ったテーマ、コンセプトの設定が必要である。資料にはテーマ、コンセプトの例、その他想定される文言を記載している。また、参考に他自治体で体育館新築において設定した基本コンセプトの例を記載している。

（村上委員）

現在の市民体育館における課題は。

（事務局）

観覧席が無い。ギャラリーはあるが梯子を登る必要があり、力を要するため高齢者や子どもは登ることが出来ない。そのため、現状、メンテナンス以外に利用されていない。また、駐車台数が３２台しかなく、大会等が開催される際には駐車場が不足する。

（吉永委員）

課題についてアンケート等はないか。あれば次回以降提示をお願いする。前回審議会でトイレの課題が挙げられていたが、様々な課題がある。

（斎藤委員）

アリーナ面積について、半面に分けると通行できるスペースが無い。中央に防球ネットがあるが、競技中に防球ネット上に足を獲られ、大会等で審判が立つ位置が無い。ギャラリーがあるが使用できないため、アリーナ周りに応援する人がいるとより狭小になり危険。全体的に狭い。

（吉永委員）

移設先について質問はないか。

（事務局）

配置について、来館した際にまずは駐車場があることが望ましいため、入口側に駐車場を配置している。エントランス広場は自転車で来館される方向への駐輪場でもある。少年サッカーやホッケー、また、砂ぼこりを想定して、芝生広場は芝生もしくは人工芝を予定している。駐車場、芝生広場どちらの面積も考慮しながら新しい市民体育館の面積を考える必要がある。

（斎藤委員）

テーマ・コンセプトについて、新しい市民体育館と現在の市民体育館のルールや規則に変更があれば、新しい市民体育館におけるテーマ・コンセプトの設定が出来ない。現状の市民体育館は営利目的での利用が禁止されており、今後、部活動地域展開によって新しい市民体育館がその場所として利用されることが想定されるが、指導員に対して謝礼等が発生することから、営利目的を可とするのか。

（事務局）

部活動地域展開については営利目的であっても可としたい。例えば営利目的の地域クラブが部活動を受け入れる可能性は十分にあり、その活動を制限することは考えにくい。まずは機能設備について審議いただきたいが、ルールや規則についても本審議会でも踏み込めるようであれば今後、審議いただきたい。

（吉永委員）

なぜ移転先が千鳥ヶ池公園なのか。

（事務局）

有利な補助金が見込めること、新規の土地を開拓して建築することが現実的でないことが挙げられる。また、古賀駅周辺開発による市の発展性を鑑み、リーパスプラザこが周辺は文化・芸術ゾーンとし、公園施設をスポーツゾーンとすることが構想としてある。

（吉永委員）

テーマ・コンセプトについて意見はないか。

（長崎委員）

スポーツを楽しむ上では、空調、トイレ、観覧席、選手が気持ちよく競技できる距離等が重要になる。そういう意味では『だれもがスポーツをしたくなる心地よい体育館』が想定される。

（花田委員）

遠方の体育館を見る機会があるが、競技者目線で見ると綺麗な体育館はモチベーションが向上する。古賀駅よりは交通の利便性が劣るかもしれないが、千鳥ヶ池公園は駅もバス停も近い。新しい市民体育館に期待していることを踏まえた上で、子どもから高齢者、競技者だけでなく応援者も集うコンセプトになればと考える。

（牟田口委員）

『だれもが』という文言は外せない。スポーツと言うと競技スポーツに寄ったイメージを持つが、健康、スポーツに興味を持つ機会、そういった触れ合う温かい空間だというイメージを持たせる文言があればより良いテーマになる。

（村上委員）

自然に健康になれる環境づくりという言葉がよく聞かれる。健康を前面に出すよりも、楽しめる、スポーツをしたくなる、そのような文言に惹かれる。

（斎藤委員）

ある程度の機能設備が出揃った上でテーマを決定しても良いと考える。

（平野委員）

高齢者が集う場所がもっとあればと考える。

（吉永委員）

『スポーツをしたくなる』、『人が集まる』、『だれもが』、『スポーツに興味を持つきっかけづくり』、『スポーツを見る』、『高齢者が集まる場所づくり』といった文言が意見として挙げられた。また、次回以降の審議会についてもテーマ・コンセプトについて意見を挙げてほしい。

（事務局）

次回審議会においては、機能設備について具体例を挙げながら審議したい。
6月下旬に行う。